

令和7年度山口県知財経営支援モデル地域創出事業
評価手順書

令和7年4月
特許庁

本書は、令和7年度山口県知財経営支援モデル地域創出事業の調達に係る評価手順を取り纏めたものである。事業委託先の選定方法、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

1. 事業委託先の選定方法及び得点配分

(1) 事業委託先の選定方法

項目「2. 評価の手続き」における必須項目をすべて充足している者のうち、企画項目における評価点の数値の最も高い者を事業委託先とする。

(2) 評価点

合計500点（基礎点合計：19点、加点合計：481点）

2. 評価の手続き

(1) 必須項目の評価

必須項目の評価は、「○充足している」「×充足していない」の2段階で行い「×」が1つでもある場合は提案を採用しないこととする。

注) 「評価項目一覧」における評価区分が必須の「提案要求事項」について、記載または添付がない場合、その応募者を不合格とする。

(2) 企画項目の評価

必須項目の基準を全て満たした提案書について、項目「3. 評価項目の採点方法」に示す評価基準に基づき採点を行う。複数の者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して評価点を算出する。企画項目の評価は、基礎点項目については二段階評価、加点項目については3または4段階評価とする。基礎点項目において「0点」が1つでもある場合は提案を採用しないこととする。

3. 企画項目の採点方法

(1) 企画項目の得点構成

企画項目の得点は基礎点及び加点の二種類から構成されており、その合計にて提案要求事項の得点が決定される。基礎点の評価はそれぞれ0点または1点とし、基礎点項目において「0点」が1つでもある場合は提案を採用しない。加点の評価は、0点から40点とする。（評価項目ごとの得点配分は「評価項目一覧」における「配点」欄等を参照）

(2) 基礎点評価

基礎点は、各提案要求事項の基礎点の評価基準に沿って評価を行う。評価の際には、提案要求事項の要件を充足している場合には1点が与えられ、充足していない場合は0点となる。基礎点項目において「0点」が1つでもある場合は提案を採用しない。

各提案要求事項の基礎点の評価基準は、「評価項目一覧」における「提案要求事項」の「評価基準」欄に示している。

(3) 加点評価

加点は各提案要求事項の加点の評価基準に沿って3または4段階で評価を行う。評価の際には、提案要求事項の要件を充足している場合には、充足具合を踏まえ、得点配分を上限に、0点から40点が与えられる。各提案要求事項の加点の評価基準は、「評価項目一覧」における「提案要求事項」の「評価基準」欄に示している。